



発行所 滋賀県行政書士会
 発行人 田中章五
 編集人 山添稲子
 大津市京町三丁目4-22(滋賀会館2階)
 発行日(月刊)
 平成15年3月10日

行政手続オンライン化関係三法制定に伴う特別研修会

副会長 小島 俊明

去る、2月20日(木)標題の研修会が日本行政書士会連合会主催により、行政書士会館の大会議室において開催された。

まず、盛武隆日本行政書士会連合会会長のあいさつで始まり、第1時限は一般法である「行政手続法」について、講師である東京大学大学院法学政治学研究科・宇賀克也教授により、自らの著書をテキストとし纏々解説がなされた。

紙面の都合上詳細についてはテキストに譲るが、到達主義であることと、行政指導については「相手方の任意の協力によってのみ実現されるものであり、それに従わなかったことを理由に不利益な取扱いをしてはならない」と釘を刺している。これは法的拘束力はないということであり、この法律の大きな柱の一つであろう。

審査基準の中で、「公にする」という表現と「公表する」という表現の意識的な使い分けがなされているが、前者は秘密扱いをしないという趣旨であり、積極的な周知義務までは含意されていないと言っている。したがって、官報、公報に掲載することは必ずしも必要でなく、申請者の要求を受けて開示するという運用も否定されるわけではないとも言っている。しかし、「公にする」或いは「公にしておく」ということは、単に一回きりの公表にとどまらず、「常時閲覧可能な状態にしておく」という積極的な意味も含まれており、このことを重視した運用がなされるべきであると解いている。全くそのとおりである。

我々に関係の深い「代理人」に関し少し触れておきたい。行政手続法は、第16条で代理人の権能等に関して規定している。聴聞の通知を受けた者は、代理人を選任することができる(行政手続法第16条第1項)とあり、弁護士法第72条に違反するかという問題が存在するが、聴聞の機能をいかに把握するかと密接に関連し、聴聞で争われるのが行政手続法第15条第1項第2号(不利益処分の原因となる事実)の事実の存否のみであれば、事実問題のみについての代理であり、違反の問題は生じないと解いている。

他方、我が国の行政手続法にはアメリカの連邦行政手続法のような代理人の資格制度はないが、行政手続法第15条第1項第2号の事実が、同法第15条第1項第1号で示されている「根拠となる法令の条項」の要件事実にあたるかという点も聴聞で争点となるとすると、法律問題と全く無関係でないことになると解いている。何故だか微妙であり今後の大きな課題であろう。

10分程の休憩の後、第2時限の「行政手続オンライン化関係三法の施行等について」の研修が総務省自治行政局自

治行政IT室高橋秀禎専門官を講師として行われた。いずれも何とも長ったらしい法律名であるが紹介しておこう。

- 1 「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」(行政手続オンライン化法)
- 2 「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(整備法)
- 3 「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」(公的個人認証法)の三法である。

施行されているものもあればまだのものもあり足並みがそろうにはもう少し日数を要する模様である。趣旨等々詳細については事務局に資料があるので各人がご覧いただきたい。

最後に第3時限の「行政手続オンライン化関係三法解説」を総務省自治行政局自治政策課猿渡知之情報政策企画官を講師に迎え研修が行われた。「電子自治体の推進」という副題で講演がはじまり、電子自治体実現のために求められるものとして、

1. 市内LAN、1人1台パソコンの整備
これは都道府県市区町村を合わせたもの。
2. 総合行政ネットワーク“LGWAN”への接続(組織認証基盤“LGPEI”の整備)
3. 住民基本台帳カードの交付(平成15年8月~)
これは13情報あり、本人の希望があれば写真付きで交付する。
4. 公的個人認証サービスの運用開始(平成15年度中)
5. オンラインによる申請・受付システム等の整備・単独整備・共同整備(共同アウトソーシング・電子自治体推進戦略)各都道府県の単位
6. 情報セキュリティ・個人情報保護対策
・セキュリティポリシーの策定等体制の整備
・個人情報保護条例の整備等
・首長、担当職員等の情報セキュリティ教育・訓練等があげられた。

この中でやはり「成りすまし」についてどう対策するかが大きな課題であり、確かな本人確認ができるセキュリティ確保の手段を全国どこに住んでいる人に対しても安い費用(500円程度)で提供できるよう推進しているとのことである。

いよいよICカードを持つ日が目の前に来ていることを実感し、研修会場をあとにした。